

小中学校教育用タブレット動産総合保険

仕様書

大野城市

(教育委員会 教育振興課)

1 はじめに

本仕様書は、大野城市教育委員会（以下「発注者」という。）が発注する「小中学校教育用タブレット動産総合保険」の契約を締結する者（以下「受託者」という。）が円滑に業務を実施できるよう、必要最低限の仕様を定めるものとする。

2 履行期間

契約日翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

大野城市教育委員会他

4 業務内容

(1) 概要

件名 : 小中学校教育用タブレット動産総合保険
保険契約者 : 大野城市教育委員会 教育長 伊藤 啓二
被保険者 : 大野城市教育委員会 教育長 伊藤 啓二
保険期間 : 契約日翌日から 22 か月
端末台数 : 10,158 台
対象端末 : 大野城市立小中学校において、児童生徒に貸与するために保有する教育用タブレット端末一式

(2) 保険種類

保険種類 : 動産総合保険
保険金額 : 1台あたり 45,000 円（免責なし）
払込方法 : 一括払
補償内容 : 火災、落雷、破裂、爆発、その他偶然な事故、
電氣的・機械的事故（機械故障）
適用約款 : 代位求償権不行使特約条項
: 法人用特定動産年間包括契約特約条項
: 新価保険特約条項
: 電氣的・機械的事故担保特約条項
: 盗難危険不担保特約条項
: 修理付帯費用保険金に関する追加特約条項

(3) その他要件

修理付帯費用保険金に関する追加特約については、端末の修理に付随して発生する配送料や、修理が不要だった場合に発生した原因調査費用、端末全損時の廃棄費用を付帯費用として、上記動産総合保険と別枠で、1台あたり30,000円(免責金額0円)の保険を付帯する追加特約とすること。

契約期間中に新規購入した端末についても、追加契約によって本契約と同じ補償を適用することができること。

保険請求回数に制限は設けないこと。

OS及びソフトウェアについては補償対象外とする。

バッテリー寿命や経年による自然消耗、劣化については補償対象外とする。

5 支払い

契約金額の支払いについて、受託者は今年度における保険期間内に保険料の請求を発注者に行うものとし、発注者は請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及び要件範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。